

# 学校いじめ防止基本方針

大分県立大分工業高等学校定時制

平成29年12月14日

## 1 基本理念

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、全ての生徒に関係する問題である。またいじめは「どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、未然防止、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するために「学校いじめ防止基本方針」を定める。そしてそのための組織や、いじめ防止およびいじめが発見された場合の措置についてここに示す。

## 2 いじめとは

### 2-1 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2-2 いじめの認知

特定の教職員のみによることなく、**法第 22 条の学校いじめ対策組織に基づいて設置している「いじめ防止・対策委員会」**を活用して行う。またいじめの個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

### 2-3 いじめの集団構造と態様

#### (1) いじめの集団構造

いじめは、「被害者（いじめを受けている生徒）」と「加害者（いじている生徒）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている生徒たちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる生徒」への抑止力になる。

#### (2) いじめの態様

##### ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・ 身体や動作について不快なことを言われたり、言葉遣い、発音等について執拗に真似する。
- ・ 存在を否定されるようなことを言われたり、嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれるなど。

##### ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・ 対象の生徒が来ると、その場からみんないなくなる、席を離されるなど。

##### ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・ 強弱を問わず身体をたたかれたり、触っていないふりをされたりする。
- ・ 殴られる、蹴られるが繰り返され、遊びと称して対象の生徒が技をかけられるなど。

##### ④ 金品をたかられる、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・ 脅かされ、お金を取られる。
- ・ 靴に画鋸やゴミを入れられる、写真や鞆、靴等を傷つけられるなど。

##### ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ・ 万引きやかつあげ等法に触れる行為を強要される。
- ・ 大勢の前で衣服を脱がされる。
- ・ 教師や大人に対して暴言を吐かせられるなど。

- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。
  - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
  - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外されるなど。
- \*冷やかしからい、軽くぶつかる等は、加害者は「いじめ」と捉えていない場合が多い。
- 近年、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷が増加しつつある。
- ⑦ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 3 いじめ防止の基本的な方向と取組

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解及び人権感覚・意志を育む学習活動を、各教科、特別活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する。特に生徒には、他者の痛みや感情を共感的に受容出来るようになるための想像力や感受性を身につけさせることが重要である。そしてその取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。軽微と思われる事案であっても法が定義するいじめに該当するため、その事案を法第22条の学校いじめ対策組織(本校では「いじめ防止・対策委員会」)へ情報共有することが必要である。

#### 3-1 いじめ防止の措置

- (1) 学習活動の充実
  - ・わかる授業づくりを進める。
  - ・すべての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- (2) 特別活動、道徳活動の充実
  - ・HR活動の充実
  - ・体育大会・文化のつどい等の特別活動行事の充実
  - ・生徒会活動の充実
  - ・**教育活動全体を通じて道徳教育を推進**
- (3) 人権教育の充実
  - ・仲間づくりの大切さ
  - ・人権意識の高揚
- (4) 情報モラル教育の充実
  - ・講演会等の開催
- (5) 教育相談の充実
  - ・面接週間の定期開催
- (6) 保護者・地域との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針の等の周知
  - ・PTA総会への参加
  - ・体育大会・文化のつどい等の協働行事への参加

## 4 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処が前提であり、全ての教職員をはじめとした大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。生徒が無意識に出している些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わる事が重要である。いじめを隠したり軽視したり躊躇することなく、個人面談や教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報収集を行い、積極的にいじめを認知することが必要である。

### 4-1 いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のため、家庭における早期発見に向けた関わりができるよう保護者への啓発を行うとともに、定期的な面接やアンケート調査等によって、常に生徒の状況を把握する。**教職員は、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。**

児童生徒及びその保護者、教職員が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくり、保健室利用やスクールカウンセラー、教育相談、24時間いじめ相談ダイヤル等の電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるほか、地域、家庭と連携して幅広く情報収集することが必要である。

### 4-2 ネット上でのいじめへの対処

- (1) 情報モラル教育を専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進するとともに、保護者にもこれらについての理解を求める。
- (2) 様々な機会を利用し、生徒のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努め、些細な兆候や情報であっても、いじめに関わる内容を把握した場合は、教職員間の情報共有を図る。ネット上のいじめが顕在化しにくいという特性を十分に理解した上で、連携を図りながら、関係する生徒に対する指導を適切に行う。
- (3) ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を確認のうえ、印字、保存等を行うとともに、被害の拡大を避けるため、削除等の措置をとる。また、必要に応じ、警察や地方法務局等と適切な連携を図る。

### 4-3 いじめの兆候

#### (1) 観察（生徒が出すサインへの気づき）

##### ①登下校時・SHRの時間

- ・欠席・遅刻・早退が目立つ
- ・表情が暗い
- ・いつもより元気がない
- ・どこか、おどおどして、脅えているように感じる
- ・他の人（特に、教員）と視線を合わせようとしない

##### ②授業時間

- ・保健室等へ頻繁に出入りする
- ・発言すると、ふざけた反応や冷やかしの声がかかる
- ・よい発言やよい行動に対して、周りから賞賛や評価されない
- ・机や教科書・ノートに落書きが目立つ

### ③休み時間

- ・休み時間一人でいることが多くなる
- ・保健室・職員室の周りを特に用事もないのにうろうろしている

### ④その他

- ・持ち物を隠される
- ・持ち物を壊されたり、車両にいたずらされる
- ・強い口調で呼び捨てにされ、あだ名で呼ばれる
- ・頻繁に家からお金を持ち出す
- ・顔や体にあざができる

## 5 いじめに対する措置

### 5-1 いじめの相談及び通報への対応

生徒や保護者、地域住民等がいじめの相談や通報が容易にできるよう、窓口や手順、方法等を明確にする。学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には速やかに**学校いじめ対策組織**（本校では「いじめ防止・対策委員会」）に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

### 5-2 指導体制

- (1) 学校いじめ対策組織(本校では「いじめ防止・対策委員会」)を設置する。
- (2) 学校基本方針の策定及び方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の企画・立案する。
- (3) 組織で立案された事項は教職員全体に周知し、共通認識を図る。
- (4) 生徒に関する情報を教職員全体で収集し、委員会をとおして、情報・課題を共有する。
- (5) いじめが発生あるいは発見・疑いがあるときは、委員会で方針・対策を図り、遅滞なく教職員全体に周知し、多方面からの確・迅速に対応する。
- (6) 保護者には正確な事実を説明し、誠意ある態度で接し、ともに解決に向けた協力体制と信頼関係を確立する。

### 5-3 いじめの解消について

学校は、いじめが解消に至っていない段階では被害生徒を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有している。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

#### ①いじめに係る行為が止んでいること・・・

学校の教職員は、相当の期間(少なくとも3ヶ月が目安)が経過するまでは、いじめを受けた側、いじめを行った側の生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと・・・

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで1つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は当該いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について日常的に注意深く観察し適宜適切な指導と支援を行う。

#### 5-4 重大事態への対応

生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告，調査等に当たる。

※生徒・保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報まである可能性があることから調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

【具体的対応については 7 を参照】

#### 5-5 いじめ防止・対策委員会組織

##### (1) 「いじめ防止・対策委員会」構成メンバー

校長、教頭、生徒指導主任、保健主任、人権教育主任、生徒指導副主任、養護教諭、各学年主任、当該クラス担任、関係教職員、（S C、関係外部機関）

##### (2) 業務

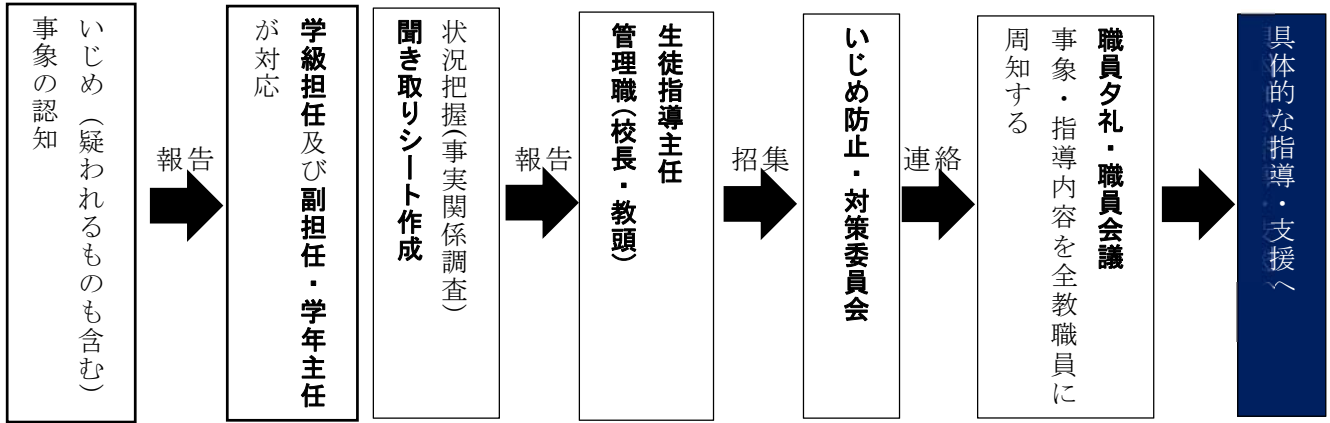
- ・学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・アンケートの実施、調査結果・報告の情報の整理、分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・発生した案件の対策・方針の審議
- ・配慮が必要な生徒への支援
- ・保護者への連絡

## 6 いじめの解決

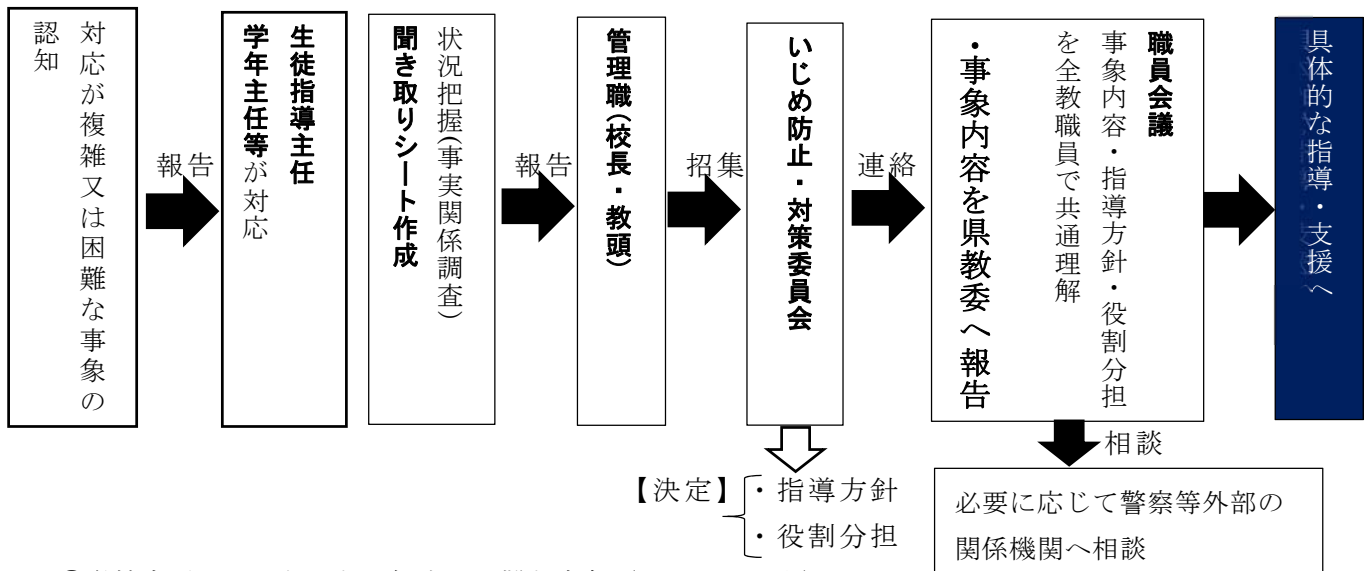
いじめに対して一人で対応すると、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがある。いじめを発見した、またはその疑いがあった時点で、全教職員で周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要がある。さらに、保護者に正確な事実を説明し、誠意ある態度で接し、ともに解決に向けた協力体制と信頼関係を確立することが大切になる。

### 1) 対応の手順

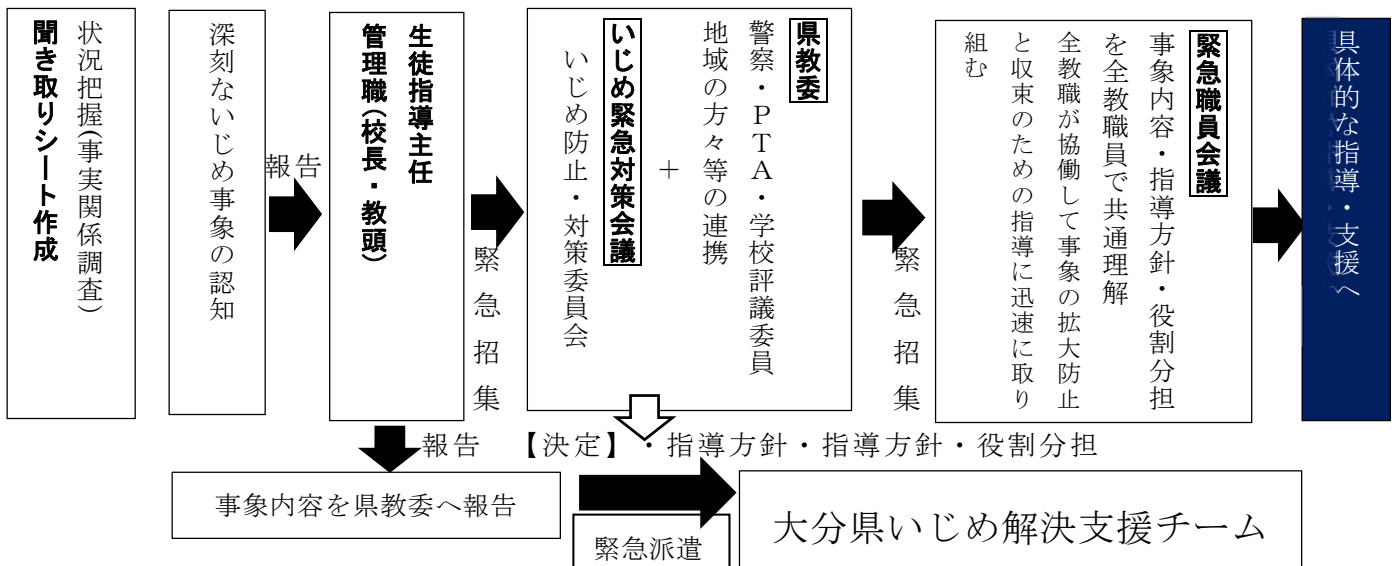
#### ①学校内での解決を目指す比較的軽度な事象（レベルⅠ）



#### ②学校内での解決を目指す、対応が複雑又は困難な事象（レベルⅡ～Ⅲ）



#### ③学校内だけではなかなか解決が困難な事象（レベルⅢ以上）



④いじめの深刻度レベル

いじめ深刻度レベル	
レベルⅠ	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベルⅡ	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視
レベルⅢ	レベルⅡが継続する。 蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、 精神的苦痛を伴う実害がある
レベルⅣ	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、 服を脱がせる等重度の実害発生。 いじめによる不登校、転校を保護者、本人が検討
レベルⅤ	万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・ PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

2) 具体的な指導・支援

	いじめられている生徒への対応	いじている生徒への対応	友人・知人(観衆、傍観者)への対応
教師の対応	共感的に受け止める姿勢に対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと</li> <li>・プライバシーの保護に十分配慮すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは決して許されない行為であること</li> <li>・いじめられた側の心の痛みを配慮すること</li> <li>・自分の行為が重大な結果につながったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた側の心の痛みを配慮すること</li> <li>・いじめを認知したとき、大人に通知する勇気を持つこと</li> <li>・プライバシーの保護</li> </ul>
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の被害状況(負傷しているときは病院での診断状況)</li> <li>・金品の被害状況</li> <li>・警察への被害申告の意思</li> <li>・カウンセリングの必要性</li> <li>・適応指導教室での対応の必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングの必要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングの必要性</li> </ul>
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発や潜在化</li> <li>・PTSD自殺危険度のアセスメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者の心理的背景</li> <li>・加害者が被害者になること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観衆、傍観者も被害者になること</li> </ul>



7 重大事態への対応

(1) 重大事態とは？

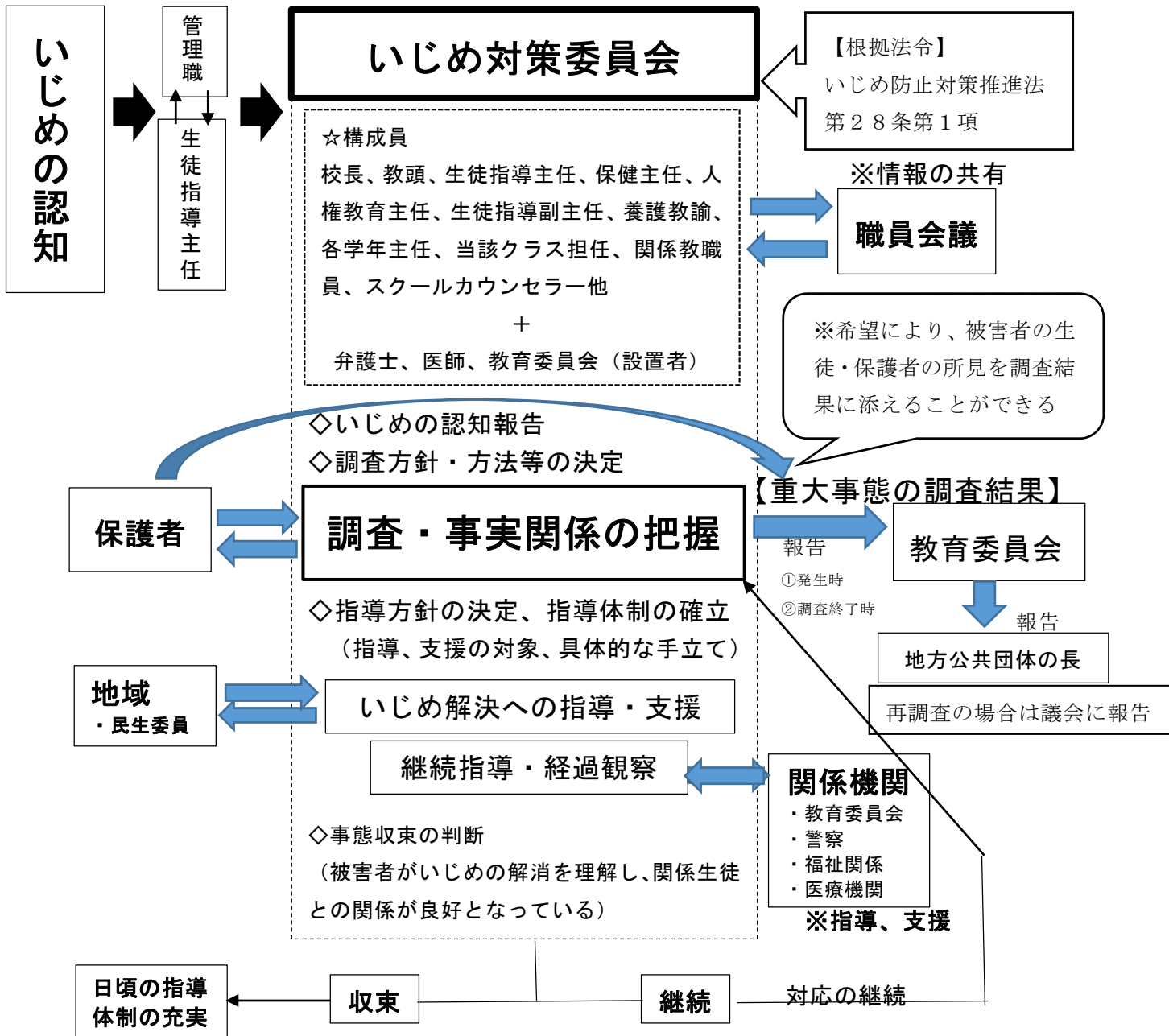
1) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・生徒が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

2) 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

※生徒や保護者からいじめられている重大事態にいたったという申立てがあったとき

(2) 対応



②いじめアンケート（中学生・高校生用）

学年（      年）（ 男 ・ 女 ）

**中学校、高等学校いじめアンケート** 次の1～11までの質問について、当てはまる記号に○をつけてください。  
 「その他」を選んだ場合には、（      ）の中に簡単に文章で記入してください。

- 問1. 今の学年になって、いじめられたことがありますか。  
 ア ある いつ頃（ 月） イ ない  
 ※「ア ある」に○をつけた人は、問2へすすんでください。  
 「イ ない」に○をつけた人は、問9へすすんでください。
- 問2. 誰からいじめられましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。  
 ア 同級生                      イ 上級生、下級生                      ウ 部活動（学校外でのスポーツ活動等を含む）と一緒にしている生徒  
 エ 他の学校の生徒                      オ 地域の人                      カ その他（                      ）
- 問3. どんないじめを受けましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。  
 ア 言いがかりをつけられたり、おどされたりした                      イ 冷やかされたり、からかわれたりした（身体のことや言葉づかいなど）  
 ウ 仲間はずれにされたり、無視されたりした                      エ なぐられたり、けられたりした                      オ お金やものをとられた  
 カ 自分のものを隠されたり、壊されたり、捨てられたりした  
 キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことなどを無理やりさせられた  
 ク いろいろな用事を言いつけられて、無理やりさせられた                      ケ インターネットの掲示板などに悪口などを書かれた  
 コ その他（                      ）
- 問4. いじめられたとき、学校、家族、友人に、どんなことをしてほしいですか。（下のわくに書いてください。）

学校に：
家族に：
友人に：

- 問5. 今もいじめは続いていますか。  
 ア 続いている                      イ 続いていない
- 問6. いじめられたことを誰かに相談しましたか。  
 ア 相談した                      イ 相談していない  
 ※「ア 相談した」に○をつけた人は、問7へ進んでください。  
 「イ 相談していない」に○をつけた人は、問8へ進んでください。
- 問7. 誰に相談しましたか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。  
 ア 家族                      イ 友人や先輩、後輩                      ウ 担任の先生                      エ 養護の先生  
 オ 校長先生や教頭先生                      カ ウ～オ以外の先生                      キ スクールカウンセラーや相談員の先生  
 ク 学校以外の相談機関                      ケ その他（                      ）  
 ※次は、問9へ進んでください。
- 問8. 相談していない理由はなんですか。当てはまるものには、すべて○をつけてください。  
 ア 他の人に相談するとよけいにいじめられるから                      イ 他の人に相談してもわかってくれないから  
 ウ 自分の弱いところを見せたくないから                      エ 家族に言うと悲しむから  
 オ その他（                      ）
- 問9. あなたは、誰かがいじめられているのを見たり聞いたりしたことがありますか。  
 ア ある                      イ ない  
 ※「ア ある」に○をつけた人は、問10へ進んでください。  
 「イ ない」に○をつけた人は、問11へ進んでください。
- 問10. あなたは、いじめを見たり聞いたりしたとき、どうしましたか。当てはまるものに、すべて○をつけてください。  
 ア いじめている人に注意したり、やめさせたりした                      イ いじめられている人の話を聞いたり相談に乗ったり励ましたりした  
 ウ 先生に相談した                      エ 友だちや先輩などに相談した                      オ 自分の家族に相談した  
 カ いじめられている人の家族に相談した                      キ スクールカウンセラーや相談員の先生に相談した  
 ク 何もしなかった（できなかった）                      ケ その他（                      ）
- 問11. あなたは、いじめをなくすためには、どうしたらよいと思いますか。当てはまるものに、すべて○をつけ、その他があれば書いてください。  
 ア 学校や学級で話し合い、ルールをつくり、みんなが守るようにすること  
 イ 学級会（ホームルーム）や生徒会でいじめをなくす活動すること  
 ウ 相談室や相談箱などを整えたり、先生が相談に乗ってくれたりすること                      エ 先生が、悪いことは「悪い」と厳しく指導すること  
 オ 遊びやスポーツ、レクリエーションなどでみんなが交流すること                      カ ボランティアなどのいろいろな体験活動をみんなと一緒にすること  
 キ 地域の人がいっしょで学校に来て一緒に活動するような学校にすること                      ク 保護者が子どもに善悪をきちんと教えること  
 ケ その他（                      ）

◆これで終わりです

## (1) 「ネット上のいじめ」とは？

- ①不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ②ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- ④保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により「ネット上のいじめ」を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

## (2) 「ネット上のいじめ」の具体例

※掲示板 (BBS)……情報交換用の書き込みや閲覧ができる  
※ブログ (blog)……日記のように更新できるウェブサイト  
※プロフ……インターネットを利用した自己紹介サイト

- パソコンや携帯端末から、ネット上の掲示板\*・ブログ\*・プロフ\*等に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込む。

〔例〕いわゆる学校裏サイト上に、「〇〇さん (実名) を無視しよう」とか、「〇〇さん (実名) の顔がキモイ」などという書き込みをされた。

- ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報を無断で掲載する。

〔例〕他人にホームページを無断で作成され、顔写真を勝手に載せられた上、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込み (キモイ、ウザイ、死ね等) をされたため、クラス全体から無視された。

- 特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を不特定多数の携帯端末等にメールで送信する。(チェーンメール)

〔例〕「〇〇さん (実名) は、いじめを繰り返し行っている。私は決して許すことができない。」という全く事実無根の内容のメールを複数の人物に対して送るように促すメールが、同一学校の複数の生徒に送信された。

- 特定の子どもになりすましてネット上で活動し、その子どもの社会的信用を貶める行為などを行う。(なりすましメール)

〔例〕「〇〇さん (実名)」になりすまして、無断でプロフが作成され、「暇だから電話して」とか、「彼氏募集中」などといった書き込みをされたうえ、メールアドレスや携帯電話番号を勝手に記載された。

## (3) 「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

### ①児童生徒への対応

- 被害児童生徒への対応

きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。

- 加害児童生徒への対応

加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。

- 全校の児童生徒への対応

個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

### ②保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

### ③書き込みのサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

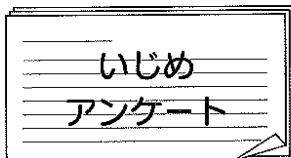


# いじめ対策は組織的に

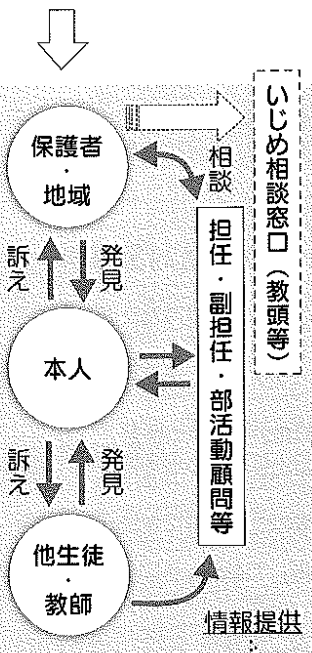
## いじめ対策の基本

1. 早期発見・早期対応  
○いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速かつ適切に指導すること。
2. 組織的な対応  
○いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取組を徹底して進めること。
3. 関係機関との連携  
○ケースによって、学校だけの指導に固執せず、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携体制のもとで指導・対応にあたること。

### 早期発見 早期対応



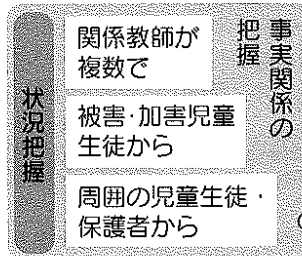
### 家庭でのサイン



### 学校でのサイン

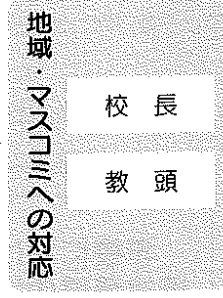
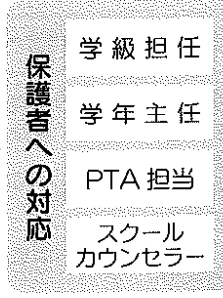
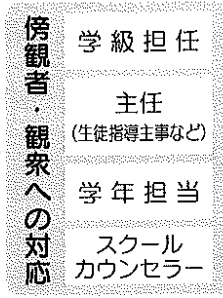
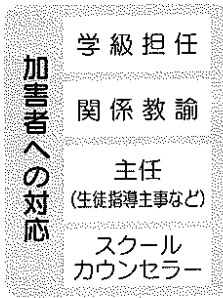
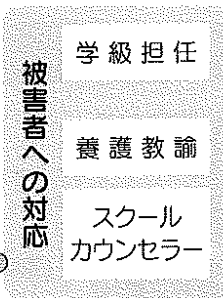
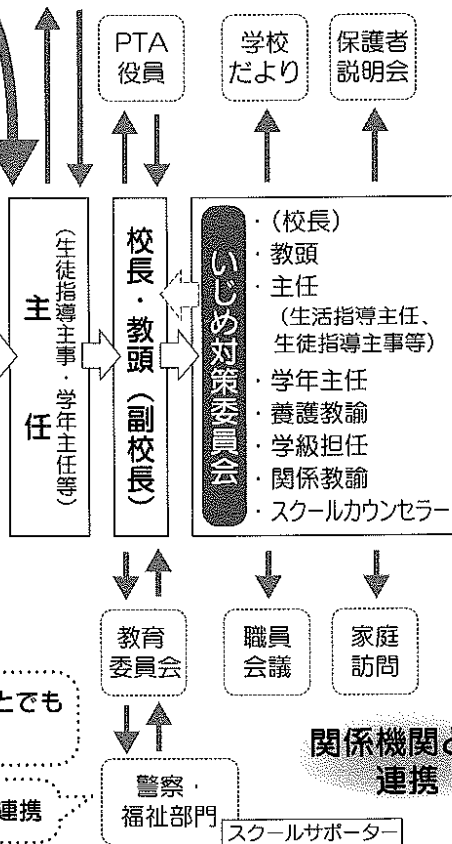
どんな些細なことでも必ず報告する  
日常的な交流・連携

### 組織的な対応



迅速誠実

多様な方法で



継続的な指導  
再発防止